

那賀町もんてこい奨学金を申請されるみなさんへ

申請受付期間	令和8年2月2日(月)～令和8年3月31日(火)	必着
面接期間	令和8年3月2日(月)～令和8年4月3日(金)	随時

那賀町もんてこい奨学金は、勉学に意欲を持ちながらも経済的理由により、高等学校から看護師を養成する学校（上限5年）・高等専門学校（4年生・5年生）・専門学校・短期大学・大学等に入学することができない方、又は就学することが困難となった方に奨学金を貸与しております。その財源は主に卒業された方の返還金等で賄われています。

奨学金は、安心して学校生活を送る上で欠かせないものであります、一方で本人名義の高額な貸付金を受けること、そして一定期間内に返還が必要なものであります。

このような趣旨を十分に理解していただき、学校生活を充実したものにしていただくためにも、平成25年度から面接を実施させていただくことになりました。ご理解のほどよろしくお願いします。

手続き方法につきましては、「那賀町もんてこい奨学金募集要項」をご覧の上、那賀町教育委員会まで必要書類を提出してください。書類への記載については、記入例を参考の上、記載漏れがないようご注意ください。

面接日程については、日程調整後、電話連絡をいたします。

なお、書類提出後でも次の場合は申請の取り消し、書類の変更となる場合がありますのでご理解ください。

【申請の取り消し、変更となる場合】

①募集要項中「1. 趣旨」により、世帯の収入状況を確認し、日本学生支援機構が定めた収入基準額を上回る場合は、奨学金を貸与することができない場合があります。

②連帯保証人については、那賀町及び那賀町が結ぶ定住自立圏構想の関係市町村（阿南市・美波町・牟岐町・海陽町）に3年以上在住し、独立の生計を営む成人2人以上（別世帯）とし、かつ連帯保証人としての返済能力があると認められることを要件としていますので、書類提出後に連帯保証人を変更していただく場合があります。

変更となった場合は、変更後の連帯保証人について住民票・所得証明・印鑑証明書の提出をお願いすることになります。

※可能な限り収入(所得)がある方をお願いします。

【その他注意事項】

- ①平成30年度より、高等学校から看護師を養成する学校（上限5年）の学生も対象とします。（高等学校から看護師を養成する学校の学生については、授業料免除を受けていても可。）
- ②看護師免許を取得し、奨学生願書に記載された学校を卒業後3年内に、那賀町内の医療機関等に看護師として勤務した方は、在職期間について町が翌年度の奨学金の返還を奨学生に代わり行う制度があります。